

1年生保護者様

学校法人 佐藤栄学園
栄北高等学校
校長 小暮 優 治

令和2年度 国の高等学校等就学支援金
第2期以降(7月～翌年6月)分の申請について(お知らせ)

向暑の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より、本校教育に際し格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、国から国公立問わず高等学校等の授業料の支援として、一定の収入額未満(課税(所得)証明書等をもとにした判定額の合算額が、304,200円(年収約910万円未満)未満)の世帯の生徒に対して、高等学校等就学支援金が支給されます。

1. 対象者

私立高校等に在籍し、保護者及び親権者の所得基準(※1)に該当している場合。

所得割基準額(※1)	年間金額(※2)	月割金額(※2)	年収の目安(※3)
～154,500円未満	360,000円	30,000円	約590万円未満
～304,200円未満	118,800円	9,900円	約590～約910万円未満

※1 令和2年7月以降申請分から、新たな所得判定基準(保護者等の市町村民税の課税所得を基に算出した税額)による判定となります。(8.その他補足(1)参照)

※2 授業料負担額30,000円(月割額)、360,000円(年間額)が本校上限額となります。

※3 両親の一方が働いており、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人家族を目安とした場合です。なお、家族構成によっては、年収の目安は異なります。参考として、私立高校授業料実質無償化レポート(Classi掲載PDFファイル)にてご参照ください。

2. 学校への提出書類と提出方法

以下、①～④は審査結果別に、書類及び提出方法が異なりますのでご注意ください。

① 4月申請の審査結果が、受給資格が認定となり、保護者等の変更もなく、継続申請する場合

(1)	高等学校等就学支援金 課税地確認書 ※ 課税地確認書のみ提出となります。高等学校等就学支援金申請書(様式第1号)と個人番号カード(写)等貼付台紙(マイナンバー等)の提出は不要です。 ※ 一人親世帯の場合は、課税地確認書の右下余白等に「一人親世帯」と鉛筆で記入してください。 ※ 記入方法については、別紙記入例又はClassi(クラッシー)掲載PDFファイル等ご参照ください。
-----	---

② 4月申請の審査結果が、受給資格不認定となったが、改めて申請する場合、又は、受給資格認定となったが、保護者等の変更があり継続申請する場合

(1)	高等学校等就学支援金申請書(様式第1号) ※ 高等学校等就学支援金申請書のみ提出となります。個人番号カード(写)等貼付台紙(マイナンバー等)の提出は不要です。ただし、支給一時差止及び保護者等の変更がある場合は、個人番号カード(写)等貼付台紙(マイナンバー等)の提出が必要です。 ※ 一人親世帯の場合は、高等学校等就学支援金申請書の右下余白等に「一人親世帯」と鉛筆で記入してください。 ※ 記入方法については、別紙記入例又はClassi(クラッシー)掲載PDFファイル等ご参照ください。
-----	--

③ 4月の申請で、申請しない不申請の申出であったが、今回申請する場合

(1)	高等学校等就学支援金申請書(様式第1号) ※ 記入方法については、別紙記入例又はClassi(クラッシー)掲載PDFファイル等ご参照ください。
(2)	個人番号カード(写)等貼付台紙(保護者全員分のマイナンバーが必須) ※ 基準に該当している場合、申請に必要な書類となります。 ※ 控除対象配偶者(非課税)世帯の場合であっても、必ず保護者2名分のマイナンバーの提出をお願いいたします。 ※ 個人番号カード又は通知カードの写しが提出できない場合は、保護者2名分のマイナンバーが記載された住民票等を個人番号カード(写)等貼付台紙と併せて提出してください。 ※ 一人親世帯の場合は、個人番号カード(写)等貼付台紙の右下に「一人親世帯」と鉛筆で記入してください。 ※ 記入方法については、別紙記入例又はClassi(クラッシー)掲載PDFファイル等ご参照ください。

④ 4月の申請で、申請しない不申請の申出であり、今回も申請しない不申請の申出の場合

(1) **高等学校等就学支援金申請書(様式第1号)**

- ※ 高等学校等就学支援金申請書のみ提出となります。
- ※ 記入方法については、別紙記入例又はClassi(クラッシー)掲載PDFファイル等ご参照ください。

※ ただし、**保護者等の変更があり継続申請する場合は、高等学校等就学支援金申請書(様式第1号)と個人番号カード(写)等貼付台帳の提出が必要**です。

※ それぞれ提出書類は、**個人情報等を提出する便宜上、必ず任意の封筒(角型2号)等に入れ提出**をお願いします。

4. 支給方法 **審査決定後、授業料指定口座へ振込予定** となります。

- ※ 3ヵ月分を各1期分とし、翌年6月まで(2期(7月～9月), 3期(10月～12月), 4期(1月～3月), 翌年度1期(4月～6月))分けて支給となります。但し、3年生は3月迄の支給となります。振込日については、別途保護者宛通知にてご案内いたします。(昨年度振込実施月: 2期分11月振込、3期分1月振込、4期分3月振込)

5. 提出期日 **令和2年7月13日(月)まで** とします。

- ※ 県への提出期限が定められており、学校への提出は期日厳守をお願いいたします。
なお、期日までに提出されませんと、今回の申請は見送りとなりますのでご留意願います。

6. 提出先 受付事務室窓口(正面玄関1階(1号棟))又は クラス担任

7. お問い合わせ先 本校 就学支援金事務担当 TEL 048-723-7711(代)

8. その他補足

- (1) 令和2年7月以降申請分から、新たな所得判定基準(保護者等の市町村民税の課税所得を基に算出した税額)による判定となります。判定額計算式は、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令都市の場合は、調整控除額に3/4を乗じて計算)にて算出できます。なお、判定額算出方法として、Classi(クラッシー)掲載添付Excelファイル、R2年度-父母負担軽減補助額試算表にて必要箇所を入力し確認することもできます。また、所得(課税)証明書等記載内容に、政令指定都市以外の標準税率(所得割)に基づいて算出された市民税所得割額が記載されている場合は、その額を保護者合算額の目安として判定額の確認をすることもできます。
- (2) 令和2年度分から、年収590万円未満世帯を対象に支給額が引き上げとなりました。それに伴い、2～3年生について、令和元年度2期以降分の審査をもって、令和2年4月～6月分(1期分)の支給決定されている世帯(月額14,850円以上)も引き上げの対象となります。
- (3) 2～3年生については前年度申請審査、1年生については4月に申請審査をもって支給決定された世帯でも、今年度第2期以降分(7月～6月(翌年))として、条件を満たされている場合は、改めて申請が必要となります。条件を満たしていながら申請されませんと、7月分より支給差止(停止)となります。また、前年度・前回申請していない又は申請審査されたが条件に満たされていなかった世帯(前年度支給差止(停止)状態含む)で、今年度第2期以降分(7月～6月(翌年))として条件を満たされた場合には、申請が必要となります。なお、前年度・前回申請審査をもって支給決定された世帯で、今年度第2期以降分(7月～6月(翌年))は条件に満たされず申請できない(不申請の申出)場合には、7月分より支給差止(停止)となります。
※ 3年生については、翌年3月迄の支給となります。
- (4) 奨学生についても、国の高等学校等就学支援金(第2期以降分)の申請はできます。
- (5) 提出する書類については、書類不備で提出されますと受理申請出来ませんので、提出前に一度、ご確認(チェック)等をお願いいたします。なお、個人番号カードの写し等を提出する便宜上、必ず任意の封筒(角型2号)等に入れご提出くださいますようお願いいたします。
- (6) マイナンバーの提出については、原則一度提出いただければ在学期間中の再提出はありません。(但し、次の申請状況によっては、再度提出もあり得ます。)
- (7) 保護者宛等のご案内については、本校ホームページやClassi(クラッシー)等でも行っておりますので、是非、Classi(クラッシー)にて保護者(代表)の携帯メールアドレス等、ご登録を行っていただきますようお願い申し上げます。
- (8) 提出されました書類等、生徒や保護者の個人情報の取扱については、関連する法令を遵守し、就学支援金事業の利用を目的として適正に管理し、その利用目的に必要な範囲を超えての取扱はいたしません。